

議案第49号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例（平成 17 年南あわじ市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表個人番号の部を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍～身分 略				戸籍～身分 略				
印鑑	印鑑登録証交付手数料	略		印鑑	印鑑登録証交付手数料	略		
	印鑑登録証明書の交付手数料	略			印鑑登録証明書の交付手数料	略		
個人番号	個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円					
税以下 略				税以下 略				

議案第50号

南あわじ市税条例等の一部を改正する条例制定について

南あわじ市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市税条例等の一部を改正する条例

(南あわじ市税条例の一部改正)

第1条 南あわじ市税条例（平成17年南あわじ市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(南あわじ市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 南あわじ市税条例の一部を改正する条例（令和2年南あわじ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、南あわじ市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、南あわじ市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、南あわじ市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、南あわじ市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第

1 項の規定により延長された法第 321 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中南あわじ市税条例附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中南あわじ市税条例第 24 条第 2 項、第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定及び同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の南あわじ市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分（附則第 6 条の改正規定を除く。）は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

南あわじ市税条例新旧対照表（第1条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第36条の3の2 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>控除対象扶養親族を除く。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的</p>	<p>第1条～第23条 略 （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第36条の3の2 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的</p>	

年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

第1条～第4条の2 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中

年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

第1条～第4条の2 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中

「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条以下 略

「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条以下 略

南あわじ市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>第2条 南あわじ市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条の改正規定～第31条の改正規定 略</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 南あわじ市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第19条の改正規定～第31条の改正規定 略</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8</p>	

第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第

第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第4項中「、第4項又は第

19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条の改正規定・附則第3条の2第2項の改正規定 略

附則第10条の改正規定以下 略

19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第94条の改正規定・附則第3条の2第2項の改正規定 略

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第10条の改正規定以下 略

議案第51号

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例の一部を改正する条例

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例（平成 17 年南あわじ市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の廃棄物（土砂に限る。）の受入量は、1 年度当たり 5,000 トンまでとする。

別表 1 建設廃材の項廃棄物の詳細等の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた瓦、スレート及びこれに類する不要物 |
| (2) その他市長が特別に認めるもの |

別表 3 土砂の項廃棄物の詳細等の欄を次のように改める。

- | |
|--------------------|
| (1) 建設残土（良質土に限る。） |
| (2) その他市長が特別に認めるもの |

附則に次の 1 項を加える。

（廃棄物の受入量の制限に関する特例）

- 3 令和 3 年度に限り、第 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「1 年度当たり 5,000 トン」とあるのは、「令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に 2,500 トン」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

南あわじ市産業廃棄物最終処分場条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第5条 略 (搬入廃棄物の受入基準)</p> <p>第6条 略 2 略</p> <p>第7条～第14条 略</p> <p>附 則 1・2 略</p> <p>別表(第6条関係) 南あわじ市産業廃棄物最終処分場受入基準</p>	<p>第1条～第5条 略 (搬入廃棄物の受入基準)</p> <p>第6条 略 2 略 <u>3 第1項の廃棄物(土砂に限る。)の受入量は、1年度当たり5,000トンまでとする。</u></p> <p>第7条～第14条 略</p> <p>附 則 1・2 略 <u>(廃棄物の受入量の制限に関する特例)</u></p> <p><u>3 令和3年度に限り、第6条第3項の規定の適用については、同項中「1年度当たり5,000トン」とあるのは、「令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に2,500トン」とする。</u></p> <p>別表(第6条関係) 南あわじ市産業廃棄物最終処分場受入基準</p>	

安定型産業廃棄物の種類	廃棄物の詳細等	最大径	その他注意事項
1 建設廃材	① <u>無筋コンクリート殻</u>	略	略
	② <u>鉄筋コンクリート殻</u>		
	③ <u>アスファルト殻</u>		
	④ <u>その他（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片及びこれに類する不要物）</u>		
2 陶器くず	略		
3 土砂	<u>建設残土</u>	略	略

安定型産業廃棄物の種類	廃棄物の詳細等	最大径	その他注意事項
1 建設廃材	(1) <u>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた瓦、スレート及びこれに類する不要物</u>	略	略
	(2) <u>その他市長が特別に認めるもの</u>		
2 陶器くず	略		
3 土砂	(1) <u>建設残土（良質土に限る。）</u>	略	略
	(2) <u>その他市長が特別に認めるもの</u>		

議案第52号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の次に「、家族訪問看護療養費」を加え、同条第11号中「及び同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項」を「同条第4項」に、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額」の次に「とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるもの」を加え、同条第12号中「規定する合計所得金額（」の次に「所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」を、「得た額」の次に「とする。」を加え、「その額」を「当該合計所得金額」に、「零。」を「零とする。」に改める。

第5条第2項第3号を削る。

附則第4項中「平成34年6月30日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南あわじ市福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び同法第292条第1項第11号イ中「<u>夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者</u>で政令で定めるもの」と</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び同法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、<u>家族訪問看護療養費</u>及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の</p>	

あるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(12) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給

属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(12) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給

付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額）をいい、その額が零を下回る場合には、零。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

(13)～(19) 略

第3条・第4条 略

(所得による給付制限)

第5条 略

2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死

付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

(13)～(19) 略

第3条・第4条 略

(所得による給付制限)

第5条 略

2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定めるところによる。

(1)・(2) 略

別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第6条～第12条 略

附 則

1～3 略

4 平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間における昭和24年7月1日から昭和27年6月30日までに生まれた者に対する第4条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「高齢期移行者（所得を有しない者以外の者にあつては、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに規定する状態に該当するものとして要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定をいう。）を受けた者に限る。）」と

第6条～第12条 略

附 則

1～3 略

4 平成29年7月1日から令和4年6月30日までの間における昭和24年7月1日から昭和27年6月30日までに生まれた者に対する第4条第1項第1号の規定の適用については、同号ア中「高齢期移行者（所得を有しない者以外の者にあつては、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までに規定する状態に該当するものとして要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定をいう。）を受けた者に限る。）」と

あるのは「高齢期移行者」と読み替えるものとする。

あるのは「高齢期移行者」と読み替えるものとする。

議案第53号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険条例（平成 17 年南あわじ市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第 7 条」を削り、「第 8 条―第 12 条」を「第 5 条―第 7 条」に、「第 13 条・第 14 条」を「第 8 条・第 9 条」に、「第 15 条」を「第 10 条」に、「第 16 条―第 19 条」を「第 11 条―第 14 条」に改める。

第 5 条から第 7 条までを削る。

第 4 章中第 8 条及び第 9 条を削り、第 10 条第 1 項中「世帯主」の次に「（以下「世帯主」という。）」を加え、同条を第 5 条とし、第 11 条を第 6 条とし、第 12 条を第 7 条とする。

第 5 章中第 13 条を第 8 条とし、第 14 条を第 9 条とする。

第 6 章中第 15 条を第 10 条とする。

第 7 章中第 16 条を第 11 条とし、第 17 条から第 19 条までを 5 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 被保険者（第4条—第7条）</p> <p>第4章 保険給付（第8条—第12条）</p> <p>第5章 保健事業（第13条・第14条）</p> <p>第6章 国民健康保険税（第15条）</p> <p>第7章 罰則（第16条—第19条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p><u>（被保険者証の交付）</u></p> <p><u>第5条 市長は、被保険者の属する世帯主（以下「世帯主」という。）</u> <u>に対し、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を交付しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、必要のある場合において被保険者証の検認又は更新を行</u> <u>うものとする。</u></p> <p><u>（被保険者証の再交付及び返還）</u></p> <p><u>第6条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破</u> <u>損し、又は紛失したときは、直ちにその再交付を申請しなければな</u> <u>らない。</u></p> <p><u>2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請は、その被保険</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 被保険者（第4条）</p> <p>第4章 保険給付（第5条—第7条）</p> <p>第5章 保健事業（第8条・第9条）</p> <p>第6章 国民健康保険税（第10条）</p> <p>第7章 罰則（第11条—第14条）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p>	

者証を添えて行わなければならない。

3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市長に返還しなければならない。

(届出等)

第7条 世帯主は次の各号に該当するに至ったときは、14日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 被保険者の資格を取得したものがあるとき。

(2) 被保険者の資格を喪失したものがあるとき（すべての被保険者が資格を喪失したときを含む。）。

(3) 世帯主が住所を変更したとき及び氏名を変更したとき。

(4) 被保険者がその属する世帯を変更したとき及び氏名を変更したとき。

(5) 被保険者が就学のため、他の市町村に住所を有するに至ったとき。

(6) 前号の被保険者がこの市の区域内に住所を有するに至ったとき。

2 前項各号の届出には、当該届出に係る被保険者証を添えなければならない。

第4章 保険給付

(被保険者証の提出)

第8条 被保険者が療養の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局に被保険者証を提出して、そのもの

第4章 保険給付

について受けるものとする。

(療養の給付)

第9条 療養の給付は、当該疾病又は負傷が転帰に至るまで行う。

第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万6,000円を加算するものとする。

2 略

第11条 略

第12条 略

第5章 保健事業

第13条 略

第14条 略

第6章 国民健康保険税

第15条 略

第7章 罰則

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに1万6,000円を加算するものとする。

2 略

第6条 略

第7条 略

第5章 保健事業

第8条 略

第9条 略

第6章 国民健康保険税

第10条 略

第7章 罰則

第11条 略

第12条 略

第13条 略

第14条 略

議案第54号

南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市南淡路駐車場施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市南淡路駐車場施設条例（平成 17 年南あわじ市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「兵庫県道路公社が」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市南淡路駐車場施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民又は南あわじ市に来訪する観光客が使用することを目的として<u>兵庫県道路公社</u>が設置した南淡路駐車場施設（以下「駐車場施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市民又は南あわじ市に来訪する観光客が使用することを目的として設置した南淡路駐車場施設（以下「駐車場施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>	